

令和6年第1回

臨時会会議録

会 期

令和6年1月18日(木)

会 議 日

令和6年1月18日(木)

東串良町議会

令和6年第1回東串良町議会臨時会（第1号）

開 会 令和6年1月18日 午前10時51分
閉 会 令和6年1月18日 午前11時07分

出席議員（10人）

1番 上池勝彦	2番 小川香織
3番 児玉勇治	4番 瀬戸山譲一
5番 牧原完治	6番 西園貞美
7番 前田隆	8番 上園ミキ
9番 宮地利雄	10番 田之畑稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

6番 西園貞美 7番 前田隆

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原順
副町長	大園保広
総務課長	江口勝志
農林水産課長	瀬戸山雅樹
福祉課長	倉ヶ崎和治
住民課長	有嶋義昭
総務課長補佐	上野史生

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 浜屋啓子 書記 清瀧美東士

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 議案第1号 福祉バス購入契約について

日程第4 議案第2号 東串良物産館（ルピノンの里）の指定管理者の指定について

日程第5 議案第3号 東串良町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第4号 令和5年度東串良町一般会計補正予算（第10号）

会 議 の 経 過

開 会 午前10時51分

議 長（田之畑）

ただいまから、令和6年第1回東串良町議会臨時会を開会します。

議事に入る前に、まずこの度の能登半島地震で被災された方々に心からお見舞い申し上げるとともに、震災により亡くなられた方々へ深い哀悼の意と心からご冥福をお祈りし、黙禱をささげます。

議会事務局長（浜 屋）

御起立ください。黙禱。

（一 同 黙 禱）

議会事務局長（浜 屋）

御直りください。御着席ください。

議 長（田之畑）

本日の会議を開きます。

日程の報告をします。

日程は、配付してありますので朗読を省略します。

~~~~~

## ◆ 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番 西園貞美議員及び7番 前田 隆議員を指名します。

~~~~~

◆ 日程第2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第2 会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日の1日間に決定しました。

◆ 日程第3 議案第1号 福祉バス購入契約について

議 長（田之畑）

日程第3 議案第1号 福祉バス購入契約についてを議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

議案第1号 福祉バス購入契約について、御説明申し上げます。

令和5年度福祉バス購入事業について物品売買契約を締結するため地方自治法第96条第1項第8号の規定及び議会の議決に付すべきに契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案の理由といたしましては、福祉バスの物品購入金額が700万円を超えるためでございます。御審議くださるよう、よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 小川議員。

2 番（小 川）

福祉バスの使用目的と運用に係る費用、運転に関する職員の確保について尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

この福祉バスの使用目的ですね。このバスの利用につきましては、老人クラブのみならず遺族会や母子寡婦会等の福祉団体における原則県内もしくは日帰りできる距離の視察研修等の事業に特化して運用してまいりたいと考えております。

県外の運用につきましては、ドライバーの地理に不慣れなことに危惧する事故等を考慮した場合、安全性の担保の面から運用は控えることとしたいと考えております。

会 議 の 経 過

なお、現在運用しております福祉バスにつきましては、これまでどおり福祉センターのお風呂の巡回にご利用いただくこととなっております。

この運転手につきましては、今現在2人いらっしゃる方々に運用と、運転手はそういう形でございます。県外につきましては、今までどおり観光会社の方のバスをレンタカーですか、それを利用させていただきたいなと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、議案第1号 福祉バス購入契約についてを採決します。

お諮りします。

本件は、このとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件はこのとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第4 議案第2号 東串良物産館（ルピノンの里）の指定管理者の指定について

議 長（田之畑）

日程第4 議案第2号 東串良物産館（ルピノンの里）の指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

議案第2号 東串良物産館（ルピノンの里）の指定管理者の指定について、説明申し上げます。

現在の指定管理者が令和5年度末をもって指定管理満了を迎えることから、令和6年度から令和9年度までの指定管理者について昨年12月7日から28日までを公募期間といたしまして募集いたしました。結果、株式会社モエノバ1社から申請があり、指定管理者選定委員会において、選定基準に基づき総合的に審査したところ指定管理者の候補者として適当であるとする意見をいただきました。株式会社モエノバにおいては、物産館の設置目的である本町の農畜産物加工品等を展示販売し、地域活性化を図るとともに、地域住民の生きがいをづくりや都市と農村との交流に努めながら情報発信基地としての機能を発揮させるための適正かつ円滑な管理運営ができるものであると判断し、指定管理者の候補者として選定させていただきましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

御審議くださるよう、よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 小川議員。

2 番（小 川）

先日行われたプレゼンでは、様々な活性化を目的とした試案を確認しましたが、本来町が掲げる物産館との目的と相違はないでしょうか。また、相違が発生しないよう協議し契約されるのか。その場合、現在まで行われていた町の福祉に関する事業やイベントの継続、また、職員雇用、町の契約利用者の数を把握したうえでのさらなる目標値の設定など具体的な試案を提示し、町民にも示されるか尋ねます。

議 長（田之畑）

農林水産課長。

農林水産課長（瀬戸山）

お答えいたします。

物産館に関する協定書というのをこの後、御承認いただいた後に締結させていただきますが、指定管理者の指定の意義というところで、協定書の中にございますが、甲と乙は、物産館の管理に関して指定管理者の指定を行うことの意義は民間事業者たる乙の能力は活用しつつ、地域住民等に対するサービスの効果及び販売向上をさせ、もって地域の福祉の一層の推進を図ることを確認するというところでございます。要は民間の能力を発揮していただいて売り上げを伸ばすということと、あと福祉双方のバ

## 会 議 の 経 過

ランスが重要かなと思っているところでございます。そこにつきましては相手方のモエノバさんと協定をする際に確認をしながら、協定の締結に努めたいというふうに考えているところでございます。

議 長（田之畑）

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

4 番 瀬戸山議員

4 番（瀬戸山）

賛成の立場から言わせていただきます。反対から先。すみません、間違えました。

議 長（田之畑）

反対はありませんか。

無ければ何か答弁したいの。はい、どうぞ。

4 番 瀬戸山議員

4 番（瀬戸山）

賛成の立場から言わせていただきます。

というのは、先ほどモエノバさんでしたっけ。説明を課長から受けましたけど、すごく画期的なことだなと思ひまして、ますます物産館が今後発展することを願ひまして賛成の立場から討論させていただきます。

以上です。

議 長（田之畑）

他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

これで討論を終わります。

これから、議案第2号 東申良物産館（ルピノンの里）の指定管理者の指定について



## 会 議 の 経 過

てを採決します。

お諮りします。

本件は、このとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件はこのとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第5 議案第3号 東串良町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第5 議案第3号 東串良町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

議案第3号 東串良町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

御審議くださるよう、よろしく願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 小川議員。

2 番 (小 川)

今回条例の一部を改正するにあたり、手数料の方は町の方にどの程度影響があるか教えていただきたいこと。また、条例改正を行うにあたり、本町でもこのような内容で対応していくということですが、システムまたセキュリティに関する対応は適切に整備されているのか尋ねます。

議 長 (田之畑)

住民課長。

会 議 の 経 過

住民課長（有 嶋）

お答えいたします。

まず、手数料の問題でございますが、戸籍の広域交付が始まり、全国どこでも顔つきの身分証明を提示すればどこでも取れるようになるわけですが、本町に戸籍を置いて東京に行ったという方が東京で取れますよ。本町に戸籍がない方が本町で取ることもきますので、ケースバイケースですので、増えるか増えないかは状況をみないと分からないところではございます。

それからシステムに関しては、1年かけて法務省と本町の戸籍の改修、改良等を行い不具合なく繋がっておりますので、ちゃんとした連携がとれているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、議案第3号 東串良町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第6 議案第4号 令和5年度東串良町一般会計補正予算（第10号）

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

日程第6 議案第4号 令和5年度東串良町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

議案第4号 令和5年度東串良町一般会計補正予算（第10号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,304万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億9,493万3,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

御審議くださるよう、よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第4号 令和5年度東串良町一般会計補正予算（第10号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
議 長（田之畑）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第1回東串良町議会臨時会を閉会します。

閉 会            午前11時07分